

「施設利用会員証」発行のご案内

当協会が会員になっています「一般社団法人 全国社会保険協会連合会」では、全国の宿泊施設と優待利用契約を結んでおります。

「施設利用会員証」は、その施設を優待料金で利用できるカード式の会員証になります。

現在発行している施設利用会員証(もも色)の有効期限は2023年3月31日までになっており更新の年となります。新しい施設利用会員証(みず色)の有効期限は2026年3月31日までになります。職場の出張や家族での旅行など、ご利用ください。



ホームページ用 会員専用パスワード

「2023」(カードに記入あり)

このパスワードで当協会のホームページ掲載の優待施設情報から、詳細が見られます。契約優待施設・優待内容・申込先(一部必要な施設別ユーザー名・ID・パスワード・TEL)を確認の上、ご利用ください。

申込資格

2023年度社会保険協会費を納入いただける事業所

申込枚数

「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき5枚(事業所の方々での共同利用が可能です)

施設利用会員証の有効期限

2026年3月31日まで(2023年4月から3年間有効)

申込方法

- ① 下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
- ② 申込後、「施設利用会員証」を送付いたしますので、返信用封筒(84円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上、同封してください。

その他

- ① 「施設利用会員証」に事業所名を必ずご記入のうえご利用ください。
- ② 利用対象者は、会員事業所の被保険者とそのご家族です。

お申し込み・お問い合わせ先 | 〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

施設利用会員証申込書

コピー可

一般財団法人 栃木県社会保険協会 にて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所				
事業所名称	㊦				
電話番号	担当者氏名				
申込枚数	枚				
事業所整理記号	-		協会管理番号		

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ

※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。